

令和6年第4回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和6年12月2日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 12月2日 午前10時00分
4. 応招議員 13名

1 番議員	滝 沢 幸 映 君	9 番議員	玉 川 清 史 君
2 "	中 嶋 登 君	10 "	山 城 峻 一 君
3 "	塚 田 舞 君	11 "	祢 津 明 子 君
5 "	水 出 康 成 君	12 "	大日向 進 也 君
6 "	宮 入 健 誠 君	13 "	朝 倉 国 勝 君
7 "	中 村 忠 靖 君	14 "	大 森 茂 彦 君
8 "	星 哲 夫 君		
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 12名
7. 欠席議員 2番議員 中 嶋 登 君
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	伊 達 博 巳 君
企 画 政 策 課 長	竹 内 祐 一 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	堀 内 弘 達 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	細 田 美 香 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	小 河 原 秀 昭 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長	宮 嶋 和 博 君
総 務 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
財 政 係 長	川 島 徳 夫 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	橋 本 直 紀 君
企 画 調 整 係 長	春 日 英 次 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	
子 ど も 支 援 室 長	
代 表 監 査 委 員	
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 報告第 4 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 6 発委第 6 号 坂城町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 6 5 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 6 6 号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 6 7 号 町道路線の変更について
- 第 1 0 議案第 6 8 号 令和 6 年度坂城町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 第 1 1 議案第 6 9 号 令和 6 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 1 2 議案第 7 0 号 令和 6 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 3 議案第 7 1 号 令和 6 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

11. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（滝沢君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和 6 年第 4 回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前に、2 番中嶋 登議員から欠席の届出がなされております。

また、会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

議長（滝沢君） 会議規則第 127 条の規定により、10 番 山城峻一議員、11 番 柊津明子

議員、１２番 大日向進也議員を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第２「会期の決定について」

議長（滝沢君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から１２月１３日までの１２日間といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝沢君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から１２月１３日までの１２日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は、明日１２月３日、午前１１時までといたします。質問時間は答弁を含め１人１時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

◎日程第３「町長招集あいさつ」

議長（滝沢君） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） 改めまして、おはようございます。本日ここに、令和６年第４回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご出席をいただき開会できますことに心から感謝申し上げます。

さて、１０月下旬から１１月上旬にかけ、日本とアメリカでは、それぞれの国のかじ取りを決める重要な選挙が行われました。

まず、１０月２７日に行われました衆議院議員総選挙では、与党が選挙前の２７９議席から２１５議席へと大きく議席を減らし、小選挙区と比例代表を合わせた過半数の２３３議席を下回る結果となりました。与党が過半数を割り込むのは、政権交代のあった２００９年以来のことです。選挙後の１１月１１日に召集された特別国会では、石破総理が再度、内閣総理大臣に指名され、第２次石破内閣が発足したところでありますが、衆議院で与野党の勢力が逆転する中、今後の政権運営が注目されるところであります。

また、１１月５日に行われましたアメリカ大統領選挙では、アメリカファーストを掲げる共和党のトランプ前大統領が民主党のハリス副大統領に勝利し、再び大統領の座に就くことになり、アメリカの株式市場ではトランプ相場が席卷するなど、早速その影響力の大きさを示しているところであります。加えて、トランプ氏は輸入品への関税強化など保護主義的な政策に言及しているほか、地球温暖化対策やロシア、ウクライナへの対応など、今後の動向について十分に注視していく必要があると考えているところであります。

このように国内外の情勢が大きく変化する中ではありますが、人口減少や少子高齢化対策、物価高騰や頻発する災害への対応など、我が国が対応すべき喫緊の課題は変わるわけではあり

ません。国におきましては現下の状況を踏まえた適切な政策の実行を期待するところでありますが、町といたしましても引き続き、国や県とも連携を図る中で、山積する課題への対応を着実に進めてまいりたいと考えているところであります。

一方、こうした政治情勢の変化が経済にどのような影響を及ぼすかは不透明な状況であります。日本総研などによりますと、アメリカでは7～9月期の個人消費が前期比年率プラス3.7%と堅調ではあるものの、物価高や高金利の影響で低所得者層の消費が弱まるとされており、さらにトランプ次期大統領が対中関税を引き上げた場合には、物価上昇による個人消費の下押しにつながり、報復関税などの対抗措置があれば対中輸出の減少で景気が下押しされるおそれもあり、景気の振れ幅が大きい不安定な状況になると見込んでおります。

また、ヨーロッパにおきましては、ユーロ圏、英国とも実質GDP成長率はプラス成長を維持しており、個人消費の増加とともに景気は緩やかに回復する見通しとなっております。一方、トランプ次期大統領が掲げる関税賦課等の公約が実現すれば、欧州経済に大きな影響を与えるとともに、NATO加盟国への防衛費負担の拡大も求めており、各国はさらなる支出増を余儀なくされる可能性もあるとしております。

一方、中国におきましては、国内の不動産投資やインフラ投資が伸び悩み、個人消費も力強さを欠いていることで、景気は引き続き弱い動きとなっており、企業の景況感も悪化方向との分析であります。輸出についても、先行き減速が予測され、外資企業の対中投資は引き続き減少する見込みとされております。

次に、国内の状況であります。内閣府による11月の「月例経済報告」では、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。」としており、先行きについては、「雇用・所得環境の改善等で、緩やかな回復の継続が期待される一方、欧米の高金利水準や中国の不動産市場の停滞など、海外景気の下振れが景気の下押しリスクとなっているほか、物価上昇やアメリカの今後の政策動向、中東情勢、金融資本市場の変動等に十分注意する必要がある。」としております。

また、日銀松本支店が11月に発表した「長野県の金融経済動向」によりますと、設備投資は堅調に推移し、個人消費は緩やかに増加している一方、住宅投資と公共投資については横ばい圏内の動きとしており、総論として「長野県経済は、持ち直している。」としております。

また、当町におきましては、10月に実施いたしました町内の主な製造業20社の7～9月期経営状況調査の結果では、生産量は、3か月前の比較でプラスとした企業が5社から8社に増加しております。一方、売上げにつきましても、プラスとした企業は8社から7社に減少したものの、3か月後の生産量、売上げにつきましても、いずれも上昇が見込まれており、内閣府の報告にあるように、回復基調にあることがうかがえるところであります。

また、来春、令和7年4月の雇用につきましても、12社が増員予定で、5社が減員分の補

充等を予定するなど、全体では１０１人の増員予定となっております。国内外の政治情勢が変化を迎える中、町内企業の皆様には、経済動向に注意を払いつつ、さらなる事業の拡大と発展に期待するところであります。

さて、町の第６次長期総合計画に定める主要施策を具体的に推進するため、去る１１月１９日、実施計画策定懇話会を開催し、令和７年度から９年度までの事務事業を取りまとめた実施計画案について、町内外の様々な分野の皆様からご意見をいただいたところであります。実施計画案につきましては、今後の予算編成作業においてさらに精査をし、町の財政状況や予算との整合を図る中で、年度末の計画策定に向け進めてまいります。

また、町人口ビジョンに掲げる人口の将来展望を実現するための「第２期坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく令和５年度事業につきましては、９月下旬から１０月下旬にかけて、外部委員による検証委員会において検証をいただき、おおむね一定以上の事業効果が認められるとの評価をいただきました。評価結果につきましては、年内に町ホームページで公表してまいりたいと考えております。

こうした中、町の大きな取組の一つであります新複合施設建設事業につきましては、基本設計のプロポーザル案に基づき、１０月から１１月にかけて、建設委員さんにもご参加いただく中で、各分野の施設利用者や担当職員を対象としたワークショップを行い、部屋の間取りや配置、施設利用上の課題や必要設備などについて意見交換を進めてまいりました。今後予定しております建設委員会では、これらの意見集約と、図面や模型による視覚的な要素も加え、基本設計の素案としてイメージを共有してまいりたいと考えております。

次に、町のＤＸ推進に向けた取組といたしまして、今年度進めております国の「デジタル田園都市国家構想交付金」を活用した３事業のうち、「公共施設予約システム」及び「書かない窓口」につきましては、既にサービスを開始し、町民の皆様にご利用いただいているところであります。今後、利用者のご意見も伺い、さらなるサービスの向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、「観光・文化デジタル化事業」につきましては、来年１月の運用開始に向け準備を進めているところであり、この事業が町の観光・文化の振興とにぎわいの創出につながるように、開始にあたりましては、広報や町ホームページ等を通じて広くお知らせしてまいりたいと考えております。

このほか、９月定例会以降の主な事業の進捗状況について申し上げます。

コロナ禍以前から計画をしておりました、町とポーランドツェレスティヌフ郡とのフレンドシップ協定につきましては、双方の国際交流協会を加えた４者協定として、１０月９日から１４日の日程で、町及び町議会並びに町国際交流協会の代表者が現地を訪問し、在ポーランド日本国大使館において、「フレンドシップ協定に関する合意書」に調印を行ってまいりました。

この協定は、お互いの文化、経済、教育をはじめとする様々な分野での交流の第一歩であります。先月２１日には、ポーランド訪問の報告会を開催し、訪問時の様子とともに、これまでの交流の経過などにつきましても、情報の共有を行ったところであります。今後におきましても、交流を通じてさらなる相互発展と友好関係を築けるよう取り組んでまいりたいと考えております。

さて、令和４年度から見直し作業を進めておりました「農業振興地域整備計画」につきましては、先般、県との事前協議が整ったことから、現在、計画案の公告・縦覧を行っており、今後、県との本協議を経て、年度内に計画策定の予定としております。

また、水道事業の広域化につきましては、本年４月に設置されました「上田長野地域水道事業広域化協議会」において、水道事業の現状や課題の分析に加え、広域化による様々な観点での事業効果を研究し、「上田長野地域水道事業広域化基本計画」の素案を取りまとめたところであります。今後、町民の皆様からご意見などを伺いながら基本計画の策定に向けて協議を進めてまいります。

次に、国道１８号バイパスの整備促進についてであります。１０月４日に、滝沢議長さんとともに千曲、長野、上田の３市と合同で「新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会」として、県選出の国会議員及び国土交通省、財務省に対し、上田篠ノ井バイパスの早期完成に向けた要望を行ってまいりました。地域住民の皆様の思いをつなぐ国道バイパスの早期整備に向けて、引き続き機会を捉え要望をしてまいりたいと考えております。

続きまして、葛尾組合の新リサイクルセンター建設事業の状況であります。１０月には、大型クレーンにより煙突上部の解体が完了し、現在はピットの壁や焼却炉の一部など、内部の解体を進めているところであります。引き続き、葛尾組合及び千曲市と連携を図りながら、新施設の建設を着実に進めるとともに、適正なごみ処理システム及びリサイクルシステムの構築を図ってまいります。

一方、葬祭施設におきましては、本日よりウェブ予約システムの稼働を開始し、２４時間を通じ施設の空き状況の確認や予約を受けられる体制となり、利便性の向上と事務の省力化につなげてまいりたいと考えているところであります。

また、本日より、医療機関の受診などに必要となります健康保険証がマイナ保険証を基本とした体制に移行いたします。国民健康保険及び後期高齢者医療保険の保険証は、有効期限の来年の７月末までご使用いただけますが、万が一、期間内に保険証を紛失されても、引き続き医療が受けられるよう「資格確認書」を交付することとしているところであります。

さて、猛烈な暑さが一段落した１０月以降、町内でも様々なイベントが実施されました。１０月５日は、鼠橋運動公園マレットゴルフ場で「秋のスポーツ大会」が行われました。町民運動会に代わる試みとして初めて実施した大会には、２８チーム１０９名の町民の皆様が参加

され、マレットゴルフを楽しみながら交流や親睦を深めていただけたものと思っております。

また、10月13日には坂城駅前多目的広場を主会場に、恒例の「鉄道フェスタ in さかき」が行われ、169系電車を開放しての記念撮影や、昔懐かしいボンネットバスでの町内周遊など、町内外から大勢の来場者でにぎわい、町の魅力を町内外に発信する機会となったものと思っているところであります。

また、10月26日には、東京麹町において東京坂城会の総会が開催されました。坂城町にルーツを持つ皆様が、町を離れた後も、誇りを持ってふるさと・坂城を語っていただけるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

さて、10月26日、27日の2日間にわたり開催されました「第52回文化祭」につきましては、耐震補強・大規模改修が完了した文化センターと町体育館の両施設と、文化の館を会場とする従来の形態に戻り、体育館では書道や写真など31団体、884作品が展示され、843名の皆さんが鑑賞されたほか、文化の館のお茶席には101名の方が来訪されました。また、2日目の芸能公演には21団体、270名の皆さんが出演され、日頃の練習の成果を存分に発揮されていました。

また、文化祭の開祭式に先立ち、議員各位にもご列席いただく中で挙行いたしました「町表彰式」では、これまで長年にわたり、各分野において地方自治の振興と町の発展にご尽力いただいた皆様を表彰し「功労表彰」を1名の方に、「功績表彰」を11名の方々に贈呈させていただきました。

あわせて、ものづくりの分野における優秀な技能者、新技術を創出された方々を表彰する「坂城WAZAパワーアップ事業表彰」として、「卓越技能者表彰」を2名の方に、「優秀技能者表彰」を1名の方に贈呈させていただいたところであります。

受章された皆様のごこれまでのご尽力に改めて感謝申し上げますとともに、町発展に向けて、今後も一層のご指導とお力添えをお願いするところであります。

なお、10月25日には、長野経済研究所と信越放送が主催し、地域に根差した製造業を顕彰する「ものづくり大賞NAGANO」の表彰が行われ、公益財団法人さかきテクノセンターが特別賞を受賞されました。同センターが設立以来、30年の長きにわたり継続してきた様々な企業支援の取組が評価されたものと伺っております。同センターでは現在、建物のNearly ZEB化の改修工事が進められており、ものづくりのまちのカーボンニュートラルの牽引役になることを期待するところであります。

さて、郷土の勇将・村上義清公が没後450年を迎えたことから、その功績を再確認し、町の魅力の一つとして広く発信するため、文化祭に合わせて開催しました「信濃村上氏フォーラム～語り継ぐ村上義清～」には、町内外から約170名の皆様にご参加いただきました。長野県立大学の二本松泰子教授と県立歴史館文化財指導主事の花岡康隆さんの講演に続き、県立歴

史館特別館長の笹本正治さんにコーディネーターをお務めいただいたパネルディスカッションでは、講演会講師のお二人に、葛尾城趾保存会顧問の田原茂樹さんにも加わっていただき、様々な視点での意見が交わされ、参加された皆さんは熱心に耳を傾かれておられました。

また、11月7日には、文化センターにおいて「戦没者追悼式」を挙げていたしました。今年は、核兵器のない世界を実現するための努力が認められ、日本では50年ぶりの受賞となるノーベル平和賞に日本原水爆被害者団体協議会が選ばれましたが、町でも、追悼式を通じ、不戦と平和への誓いを新たにしたところであります。

次に、先月9日に文化センターにおいて開催されました「女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかき2024」では、「男女共同参画で高める地域防災力」をテーマとして、日本防災士会長野県支部長の久保隆志さんを講師に、「能登半島地震から考える、私たちにできること～避難所の多様性・まちづくりへ向けて～」と題した講演が行われ、男女共同参画の視点で地域防災力をどう高めていくのか、大変有意義なお話をお聞かせいただきました。

一方、同日に開催を予定しておりました「ねずみ大根まつり」につきましては、この夏の記録的な暑さや病害虫の影響による生育不良により、十分な収穫量が確保できないということから、昨年度に続き、やむなく中止したところであります。来年度はぜひ開催できるよう、播種の時期や病害虫対策などについて、県やJAなどの関係機関と研究してまいりたいと考えております。

また、今月7日には、文化センターにおいて「人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会」を開催いたします。明後日からの人権週間に合わせた啓発活動の一環として毎年開催しているもので、今年は村上小学校児童による人権学習の発表と、劇団新制作座の皆さんによる舞台劇「泥かぶら」を、村上小学校4年生の児童も参加し、公演いただく予定となっております。大勢の皆様にご来場いただければと思っております。

さて、12月に入り、本格的な冬の到来を迎えます。町では、凍結や降雪時の主要道路の安全確保を図るため、融雪剤散布と除雪に係る委託契約に向け、町内建設業者等との事前協議を行ったところであります。特に、積雪がおおむね10センチ以上となった場合につきましては、委託業者と連携を図り、迅速に除雪作業等を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、12月補正予算の主な内容について申し上げます。

まず、歳入につきましては、土地や建物、株式等の譲渡に係る所得の増加が見込まれることから、個人町民税につきまして1億3千万円、また、一部企業の売上げの増加や円安による影響等で企業業績が好調に推移したことなどで、増収が見込まれる法人町民税につきまして2億円を、それぞれ増額計上したところであります。このほか、障がい者への法定のサービス給付に係る負担金など、事業の執行状況に応じ国及び県の支出金などを増額するとともに、財政調整基金からの繰入金について減額いたしております。

一方、歳出につきましては、令和５年度の精算額確定に伴う後期高齢者医療給付金負担金や、事業の執行状況を踏まえての障がい者の法定サービスとなる介護・訓練等給付費及び障がい児通所等給付費を増額しているほか、令和７年度の中学校教科書改訂に伴う教員用指導書等の購入費、個人住民税等に係る税償還金、自治体システムの標準化に伴う税及び健康保険、介護保険の帳票様式の変更に係る経費など、各種事業における所要の経費を計上しております。また、町民税の増額を受け、新複合施設の建設に備える保健福祉等複合施設整備基金への積立金１億８千万円につきましても計上いたしましたところであります。

以上、令和６年度の主な事業の進捗状況及び１２月補正予算の主な内容について申し上げます。

今議会に審議をお願いする案件は、専決報告が３件、条例の制定が１件、一部改正が１件、町道路線の変更が１件、一般会計補正予算及び国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計補正予算の計１０件でございます。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。

◎日程第４「諸報告」

議長（滝沢君） 地方自治法第１９９条第１項及び第４項の規定により、定期事務監査が実施され、監査委員より報告書の提出がありました。監査委員の審査所見を求めます。

代表監査委員（春日君） それでは、過日実施いたしました定期事務監査の結果について、ご報告申し上げます。

お手元に配付されております令和６年度定期事務監査報告書として取りまとめてございます。この意見書は１１月２９日に地方自治法第１９９条第９項の規定に基づき、町長、教育長、議長にそれぞれ提出してございます。

今回の定期事務監査は、地方自治法第１９９条第４項の規定により行うものであります。

また、この監査はこの意見書の７ページ以降につづられております坂城町監査基準に基づいて実施いたしました。監査の対象は、坂城町一般会計、坂城町国民健康保険特別会計、坂城町介護保険特別会計、坂城町後期高齢者医療特別会計並びに坂城町下水道事業会計です。それぞれの会計について、令和６年度の９月３０日現在の執行状況について監査いたしました。また、定期事務監査に併せて、地方自治法第１９９条第５項の規定による令和６年度に施工中または施工済みの工事箇所について、現地検分による監査を行いました。

監査期間は１０月１７日から２４日にかけて、坂城町役場庁舎内において実施いたしました。

監査の方法は、令和６年度坂城町一般会計、特別会計並びに事業会計の歳入歳出計算書等を基に、関係各課等により予算執行の状況及び主要事業の進捗割合の状況について説明を受け、

質疑形式により監査を実施いたしました。町の監査基準では、監査等の範囲は財務監査及び行政監査とされています。地方自治法の規定に基づいて、次の事項を主眼に監査を実施しました。

1、住民福祉の増進に役立っているか。2、最少の経費で最大の効果を上げているか。3、執行機関の組織や運営が合理的、効率的に行われているか。4、予算の執行や事業の取組は予定どおり行われているかであります。

監査の結果でございますが、各所管における財務に関する事務処理及び事業の契約、執行等については、関係法令、条例、規則に準拠して、適正に執行されているものと認めました。

次に、2ページになりますが、事務及び事業の状況についてご報告申し上げます。令和6年度の予算については、実施計画に沿って執行されており、主要事業の執行状況については、物価の高騰等による影響は引き続き見られるものの、町全体の事業としては積極的な取組がされているものと認識しております。

また、事務事業の内容及び年間計画とその執行状況は、地方自治法に定める住民福祉の増進に重点を置き執行されているものと受け止めました。

次に、1、令和6年度の予算執行状況について、表にさせていただきます。一般会計は収入済額の予算現額に対する割合は53.9%で、前年比10ポイントの増、支出済額の予算現額に対する執行率は47.4%で、前年比12.7ポイントの増となっております。

特別会計の合計は、歳入の予算に対する割合は36.7%で、前年比0.5ポイントの減、歳出の執行率は38.1%で前年比0.7ポイントの減、下水道事業は、令和6年度から公営企業会計に移行し、歳入の予算に対する割合は40.6%、歳出の執行率は27.8%となっております。

一般会計を含む全体の歳入の予算に対する割合は、歳入が48.3%、歳出の執行率は43.3%となっており、事業の執行状況はおおむね予定どおり行われているものと考えます。

次に、3ページになりますが、2の令和6年度町税の賦課徴収状況であります。9月末の徴収実績について、町税全体の収入済額は19億1,793万9千円で、前年比3億3,119万4千円の増となっております。主な税目の町民税は、個人町民税の収入済額は現年分が4億8,087万8千円で、前年比1億1,881万2千円の増。法人町民税は収入済額が現年分で4億1,195万9千円で、前年比2億856万円の増となっております。

固定資産税は現年分調定額で12億9,451万4千円で、前年比1,551万9千円の減、収入済額は9億244万7千円で、前年比556万8千円の増となっております。

3の主要事業とその執行状況については、おおむね事務事業の年間計画に従い執行されておりますが、物価高騰などの影響を受けている部分も一部見られます。

4の工事の執行状況については、工事等検査箇所一覧として、報告書6ページにつづられております。それぞれ、現地に赴き検分いたしました。おおむね予定どおり執行されていること

を確認しております。

次に、4ページから5ページに監査の所見をまとめてございます。監査を通じて各課の担当に対応をお願いした案件についてまとめたものでございます。一般会計については各課ごとに、特別会計及び事業会計については会計ごとに記述してあります。記述に至らなかった事項については、その場でその都度口頭にて検討をお願いしてあります。個々の補足は省略いたしますが、お目通しいただきたいと思います。

以上で、定期事務監査のご報告といたします。

議長（滝沢君） 審査所見の報告が終わりました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれお手元に配付のとおりであります。

次に、本日までに受理した請願は、お手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告をいたします。

議長（滝沢君） 日程第5「報告第4号 町長の専決処分事項の報告について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（滝沢君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、専決第12号から第14号までご説明申し上げます。まず、専決第12号「令和6年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

本件は、10月27日に執行されました衆議院議員総選挙に係る経費及び千曲川河川事務所との協議による設計変更に伴うバラ公園のトイレ改築工事費の増額等について、急を要することから専決といたしましたものであります。

補正の内容といたしましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,636万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を72億141万8千円といたしましたものであります。

歳入の内容といたしましては、衆議院議員選挙事務費に対する県支出金1,204万7千円、障害者自立支援給付費負担金として国及び県支出金75万円、財政調整基金及び公園整備基金からの繰入金357万2千円をそれぞれ増額したものであります。

一方、歳出の内容につきましては、衆議院議員選挙に係る経費1,204万7千円、補装具支給等支援事業費100万円、有害獣被害予防施設設置事業補助金90万円、設計変更に伴うバラ公園トイレ改築工事費200万円、格致学校の自動火災報知設備に係る修繕料42万2千円をそれぞれ増額したものであります。

次に、専決第13号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、令和6年7月21日、相手方が大字網掛の田の草刈り作業中、トラクター用アーム式草刈り機で道路路肩に職員が置き忘れたスコップを巻き込み、草刈り機が損傷した事故につきまして、相手方へ損害賠償を支払うことで示談成立の合意を得ましたので、専決処分をいたしましたものでございます。

最後に、専決第14号「令和6年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ789万円を増額し、歳入歳出予算の総額を72億930万8千円といたしましたものであります。

歳入の内容といたしましては、財政調整基金からの繰入金789万円を増額したものであります。

一方、歳出の内容につきましては、老人福祉センターのボイラー故障に伴う修繕料17万5千円、県、町の制度資金の借入れに対する保証料補給金770万円、ドッジボールの全国大会に県選抜として出場した小学生への激励金1万5千円を増額したもので、急を要することから専決といたしましたものであります。

以上、専決処分事項について、ご報告いたします。

議長（滝沢君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時41分～再開 午前10時51分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

◎日程第5「報告第4号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第12号「令和6年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

専決第13号「和解及び損害賠償額の決定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

専決第14号「令和6年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

議長（滝沢君） 日程第6「発委第6号 坂城町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第13「議案第71号 令和6年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」までの8件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長（滝沢君） 朗読が終わりました。

趣旨説明を求めます。

議会運営委員長（柵津さん） 発委第6号「坂城町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」趣旨説明をいたします。

本案は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、坂城町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正するものであります。

内容といたしましては、「懲役」及び「禁錮」を廃止し、「拘禁刑」が創設されることに伴い、条例内の「懲役」と規定されている箇所を「拘禁刑」に改めるものであります。

議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

議長（滝沢君） 続いて、提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第65号から第71号まで、ご説明申し上げます。

まず、議案第65号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、町の関係する条例について、一括して必要な改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、法において「懲役」及び「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」が創設されることから、条例中の「懲役」または「禁錮」の文言が使用されている箇所について、「拘禁刑」に改めるものであります。

議案第66号「坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正するものであります。

内容といたしましては、同条例において、同施行令の一部改正部分を引用している箇所について、所要の改正を行うものであります。

続きまして、議案第67号「町道路線の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、3件の町道路線の変更に係るものであります。

内容といたしましては、テクノさかき産業用地における開発事業に伴い、町道0310号線及び町道0314号線の終点を、また大字南条字中町の利用者の減及び通学路の変更に伴い、

0346号線の始点を、それぞれ変更するものであります。

次に、議案第68号「令和6年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億4,076万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を74億5,007万1千円とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、法人及び個人町民税3億3千万円、国庫支出金787万6千円、県支出金364万1千円をそれぞれ増額し、財政調整基金からの繰入金1億210万8千円を減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、個人住民税等に係る税償還金350万円、スマートエネルギー設備設置補助金200万円、後期高齢者医療療養給付費負担金1,505万1千円、介護・訓練等給付費980万円、障がい児通所等給付費440万円、教科書改訂に伴う指導書・教材購入費462万2千円、保健福祉等複合施設整備基金への積立金1億8千万円をそれぞれ増額するものであります。

また、令和7年度の一般廃棄物収集運搬等業務について、年度当初から円滑に業務を行うため、令和6年度から7年度を期間とする債務負担行為につきましても、併せてご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第69号「令和6年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ236万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を13億5,886万円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、一般会計繰入金236万3千円を増額するものであります。

歳出の内容につきましては、保険証の廃止及びシステムの標準化に伴う事務費で総務管理費14万8千円、徴税費221万5千円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第70号「令和6年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ82万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を14億2,766万8千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、一般会計繰入金79万7千円、介護保険支払準備金繰入金3万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容につきましては、標準化に伴う納入通知書の様式変更の対応などで総務管理費12万2千円、徴収費67万5千円、償還金3万円をそれぞれ増額するものであります。

最後に、議案第71号「令和6年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ８３万５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を２億８，９１２万１千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、一般会計繰入金８３万５千円を、歳出の内容といたしましては、標準化に伴う納入通知書の様式変更の対応として総務管理費８３万５千円をそれぞれ増額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（滝沢君） 提案理由の説明が終わりました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日１２月３日から８日までの６日間は、議案調査等のため休会にいたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝沢君） 異議なしと認めます。

よって、明日１２月３日から８日までの６日間は、議案調査等のため、休会とすることに決定いたしました。

次回は１２月９日、午前１０時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午前１１時０９分）

